

京都市上下水道局告示第11号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業の変更認可の告示（平成31年3月29日京都府告示第149号）があつたので、都市計画法第66条の規定により事業の施行について以下のとおり告示します。

平成31年4月12日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 施行者の名称

京都市

2 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業  
京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道

3 事務所の所在地

京都市南区東九条東山王町12番地  
京都市上下水道局

4 事業施行期間

昭和48年7月6日から平成36年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和48年京都府告示第349号、昭和52年京都府告示第166号、昭和55年京都府告示第185号、昭和58年京都府告示第236号、昭和59年京都府告示第690号、昭和61年京都府告示第541号、昭和63年京都府告示第60号、平成4年京都府告示第150号、平成6年京都府告示第193号、平成8年京都府告示第721号、平成13年京都府告示第205号、平成16年京都府告示第170号及び平成21年京都府告示第141号の事業地のうち、京都市西京区大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目、大枝北沓掛町七丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目、大枝西長町及び大原野石見町において事業地を変更する。

(上下水道局下水道部計画課)